

防犯対策

強化



しませんか？

**令和8年度より
防犯カメラも助成対象になりました**

ニセ警察詐欺や副業を名目とした特殊詐欺が増加しております。

特殊詐欺等の防止には「犯人と話をしない」「証拠を残す」対策が有効です。
そこで由布市は特殊詐欺を未然に防ぐため、特殊詐欺等被害防止機能付き
電話機および防犯カメラの購入にかかる経費を補助しています。
自分や大切な人、そしてお金を守る対策をしませんか？

この町の安心、防犯カメラと電話機でつくろう

詳しくは裏面をご覧ください

問い合わせ先 **由布市役所 総務課** 097-582-1112

申請書提出先 挾間・湯布院 | 地域振興課 総務係
庄内 | 総務課 (本館2階)

▶
由布市HPは
こちら



特殊詐欺等防止機能付き電話機および防犯カメラの購入に係る経費を補助します

補助対象者

以下の1～3すべてに当てはまる方

1. 由布市内に住所を有し、かつ、居住していること。
2. 補助金交付申請日において満60歳以上の方、または満60歳以上の方と同一世帯に属する方。
3. 暴力団等と密接な関係を有する方でないこと。

申請は
防犯機器ごとに
1世帯1回まで
となります



補助対象機器



電話機

(特殊詐欺等防止機能付き)

- ① 着信前に警告アナウンスがある
- ② 電話を取る前に注意喚起をする
- ③ 通話中に自動録音される

防犯カメラ



- ① 屋外に固定して映像撮影、録画ができる
- ② 夜間撮影ができる

上記機能を**すべて備えている機器**を購入した場合に、
購入等費用の3分の2（電話機：上限1万円／カメラ：上限2万円）を補助します。

申請に必要なもの

- ① 申請書兼実績報告書・誓約書
- ② 購入した電話機・防犯カメラの領収書（写し）
※領収書に申請者氏名の記載があること
- ③ 電話機・防犯カメラの機能が確認できる書類（カタログなど）
- ④ 由布市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金請求書（支払先口座情報必須）

※①、④は下記提出先窓口または由布市ホームページにて取得できます。